

寄付金の免税について

このたび、ご芳志賜りました寄付金は、特定公益増進法人に対して支出した寄付金として、税法上、下記のような減免税の措置が受けられます。

1. 個人の場合

寄付金控除の手続

税額控除あるいは所得控除のどちらかを選択し、下記の書類を添付して所轄の税務署で確定申告を行ってください。確定申告に係る詳細については最寄りの税務署にお問い合わせください。

「領収書」、「税額控除に係る証明書[㊦]」

■税額控除の場合（計算方式）

$$\boxed{\text{所得税額}} = \boxed{\text{課税所得額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{控除額}}$$



$$\boxed{\text{控除後の税額}} = \boxed{\text{所得税額}} - \boxed{(\text{年間の寄付金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%}$$

※年間の寄付金合計額は、年間総所得の 40% を上限とします。

※所得税からの控除額は、所得税額の 25% を上限とします。

■所得控除の場合（計算方式）

$$\boxed{\text{控除後の税額}} = \boxed{[\text{課税所得} - \text{年間の寄付金合計額} - 2,000 \text{ 円}]} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{控除額}}$$

※年間の寄付金合計額は、年間総所得の 40% を上限とします。

2. 法人の場合

一般の寄付金の損金参入限度額に相当する金額まで、別枠で損金参入することができます。
(一般寄付金の損金参入限度額の計算方式)

$$\boxed{\text{一般寄付金の損金参入限度額}} = \frac{\textcircled{1} \boxed{\text{資本基準額}} + \textcircled{2} \boxed{\text{所得基準額}}}{2}$$
$$\textcircled{1} \boxed{\text{資本基準額}} = \frac{\boxed{[\text{期末資本金額} - \text{期末資本積立額}]} \times \frac{\boxed{\text{事業年度月数}}}{12} \times 3.75}{1000}$$
$$\textcircled{2} \boxed{\text{所得基準額}} = \frac{\boxed{\text{当期所得金額}} \times 6.25}{100}$$

領収書は確定申告の際必要ですので大切に保管してください。